

# 公益社団法人黒石青年会議所役員選考委員選挙細則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本細則は、役員選任規定に基づき、本会議所の役員選考委員の選挙について必要な事項を定める。

### (定数)

第2条 選考委員の定数は8名とする。

### (公示)

第3条 選挙委員の選挙に関する公示は本会議所の掲示及び本会議所発行の印刷物に掲示する。

### (選挙権)

第4条 会員は平等に選挙権及び被選挙権を有する。但し、委任状による選挙権は行使することが出来ない。

2. 入会金及び会費を納入しない者は選挙権及び被選挙権を有しない。

### (選挙長)

第5条 選挙の施行は理事長が選挙長となり、選挙に関する一切の事務を担掌する。理事長に事故あるときは理事長の指名した者がこれを代行する。

### (選挙立会人)

第6条 選挙長は会員の中から若干名の選挙立会人を選任する。

### (投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第7条 投票を行うとき選挙長は職員をして会員に所定の投票用紙を配布させた後、配布もれの有無を確かめなければならない。

2. 選挙長は職員をして投票箱を改めなければならない。

### (投票)

第8条 会員有権者は職員の点呼に応じて順次指定された場所に於いて記入し、備え付けの投票箱に投入する。

### (投票の終了)

第9条 選挙長は投票が終わったと認めるときは投票もれの有無を確かめ投票の終了を宣告する。その宣告があった後は投票することができない。

2. 選挙長は開票を宣告した後、立会人と共に投票を点検しなければならない。投票の効力は立会人の意見を聞いて選挙長が決定する。

### (下位同数の決定方法)

第10条 開票の結果下位同数の場合は該当者がその場で合議し、その結果を選挙長に報告する。

(選挙結果の報告)

第11条 選挙長は、選挙の結果を直ちに選挙場に於いて報告する。

2. 選挙長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

附 則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。